

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 7 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 19 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	3,650,000 2,920,000	一括	730,000	30,132	7,285
1	1,810,000				
2	1,840,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 高崎市新後閑町字川ハケ
地 番 3 4 6 番 1
地 目 宅地
地 積 1 5 7 . 6 6 平方メートル
- 2 所 在 高崎市新後閑町字川ハケ 3 4 6 番地 1
家屋 番号 3 4 6 番 1
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 5 . 5 4 平方メートル
2 階 3 9 . 7 4 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 12 日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 中 野 直 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

現況調査報告書及び評価書作成後に、債務者兼所有者 A の破産事件が終了している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高崎市新後閑町字川ハケ |
| | 地 番 | 3 4 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 7 . 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高崎市新後閑町字川ハケ 3 4 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 4 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 5 . 5 4 平方メートル
2 階 3 9 . 7 4 平方メートル |



令和8年(ケ)第5号
令和8年2月12日受理
令和8年5月7日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 狩 俣 辰 男 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高崎市新後閑町字川ハケ |
| | 地 番 | 3 4 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 7. 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高崎市新後閑町字川ハケ 3 4 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 4 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 5. 5 4 平方メートル
2階 3 9. 7 4 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県高崎市新後閑町346番地1（住居表示未実施）		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本件土地上に物置（スチール製、約2.4㎡、写真⑨）がある。 ☒ 本件土地上に電柱がある。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（破産管財人） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 破産管財人が管財業務の一環として、破産者を居住させて管理して占有している。 ☒ 本件建物の附属設備としてヒートポンプ給湯機がある（写真⑧参照）。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (破産者)	1 本件建物に住んでいるのは私一人です。他に室内で猫1匹と犬1匹を飼っています。 2 本件土地や本件建物に不具合はありません。本件建物の屋根は七、八年前に塗り替えました。 3 本件建物はオール電化です。ヒートポンプ給湯機の所有者は私です。 4 本件土地と隣地とで境界の争いはありません。 5 近隣から異臭騒音はありません。 6 電柱の地代として3年に1回3000円くらいを東京電力からもらっています。 7 本件建物は下水につなげていません。隣にある環境設備の会社に年2回くらいくみ取りを依頼しています。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

■下記のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。

2 破産管財人

本件土地建物の所有者であり本件債務者でもあるAについては、令和8年4月10日に破産手続開始となり、破産管財人として弁護士Bが選任されている。

3 売却対象範囲

(1) ヒートポンプ給湯機

本件建物の北側にヒートポンプ給湯機の設備を構成する貯湯ユニット及びヒートポンプユニットを確認できた(写真⑧参照)。

このヒートポンプ給湯機は主物である本件建物と同一の所有に属し、主物の常用に供されているといえることから、本件建物の従物といえる。よって売却の対象となる。

(2) 物置(スチール製、約2.4㎡、写真⑨)

本件土地上にある物置は土地に定着していないことから売却対象外の動産となる。

4 その他

前橋地方法務局で確認したところ、本件土地上には本件建物以外の登記建物は存在しなかった。

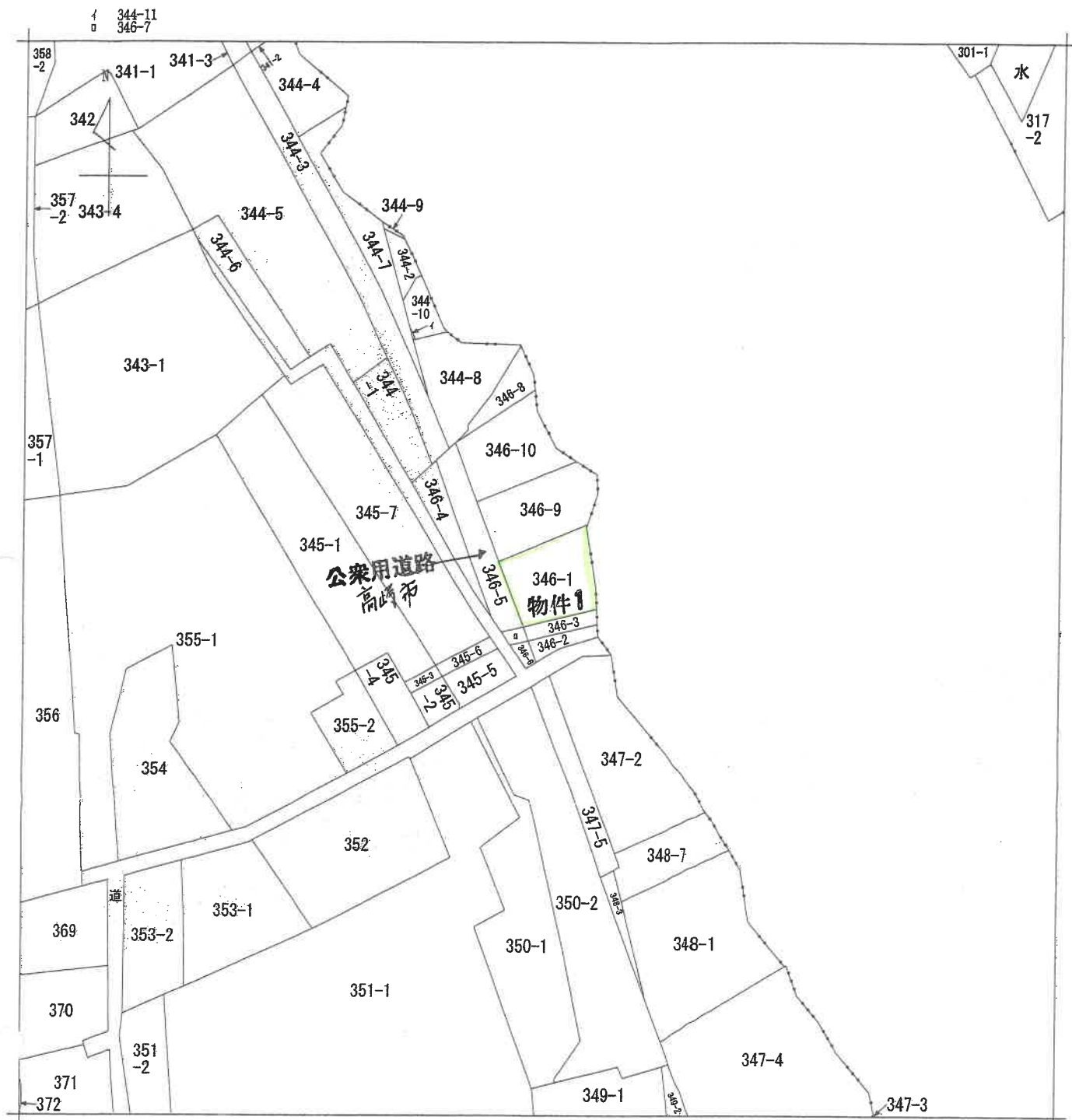
以上

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法
令和8年2月13日(金) 14:20 - 14:21	高崎市役所 資産税課	☒ 家屋平面図交付申請 (2月16日受領) ☒ 土地家屋現況図交付申請 (2月16日受領) ☐
令和8年2月19日(木) 16:24 - 16:30	前橋地方法務局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の本件建物以外の登記建物の有無調査 ☐
令和8年2月20日(金) 15:26 - 15:44	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 写真撮影 ☒ 事務連絡投函 ☐
令和8年3月17日(火) 9:50 - 10:13	物件所在地	☒ 物件調査 占有調査 境界確認 立入調査 写真撮影 ☒ Aから聴取 ☐
令和8年5月1日(金) 16:53 - 16:54	執行官室	☒ 破産管財人Bから電話聴取 ☐ ☐
年 月 日 () -		☐ ☐ ☐
年 月 日 () -		☐ ☐ ☐
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和8年3月17日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	高崎市新後閑町字川ハケ				地番	346番1			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局高崎支局管轄)

令和8年1月21日

長野地方務局

請求番号：8-1

登記官

(1/1)

(6 枚目)

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成8年9月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(前橋地方方法務局高崎支局管轄)

令和8年1月21日 長野地方方法務局

登記官

A3をA4に縮小コピー

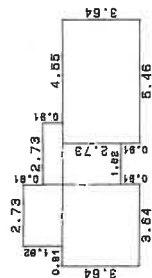
(7 枚目)

請求番号：8-2

各階平面図

2126833

1 階

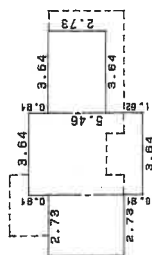


求積表

3.64 x 3.64 =	13.248600
2.73 x 1.82 =	4.968600
2.73 x 0.91 =	2.484300
1.82 x 2.73 =	4.968600
5.46 x 3.64 =	19.874400
計	45.545500

床面積 45.54㎡

2 階



求積表

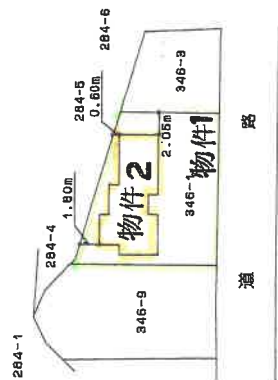
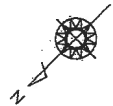
2.73 x 3.64 =	9.937200
3.64 x 5.46 =	19.874400
3.64 x 2.73 =	9.937200
計	39.748800

床面積 39.74㎡

建物各階平面図

家屋番号 346-1

建物の所在 高崎市新後閑町字川ハケ346-1



作製者 平成8年9月25日

縮尺 1/250

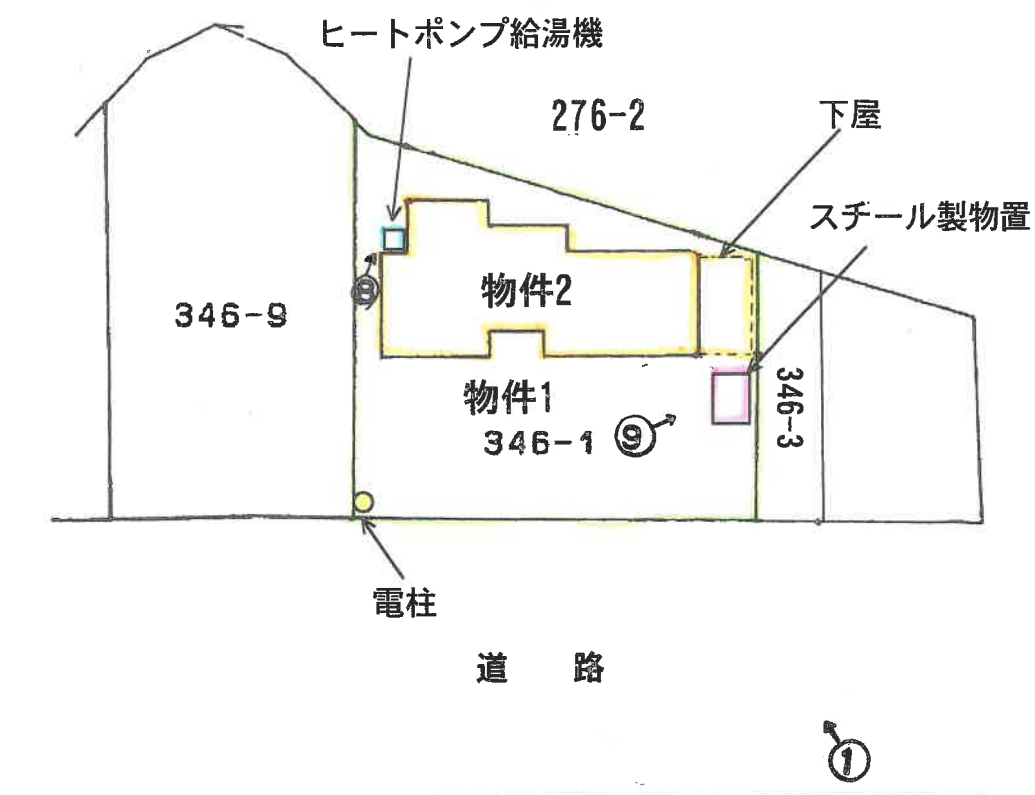
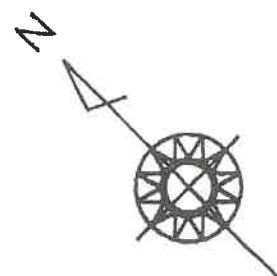
申請人

縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

平成8年九月二十五日

土地建物位置関係図

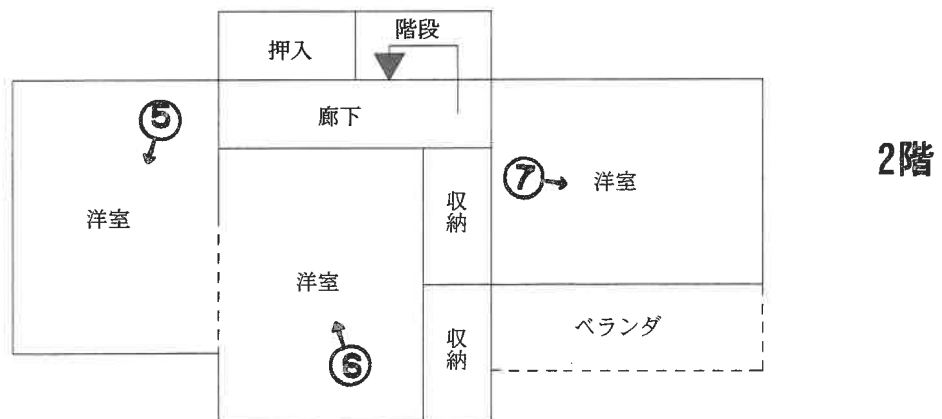
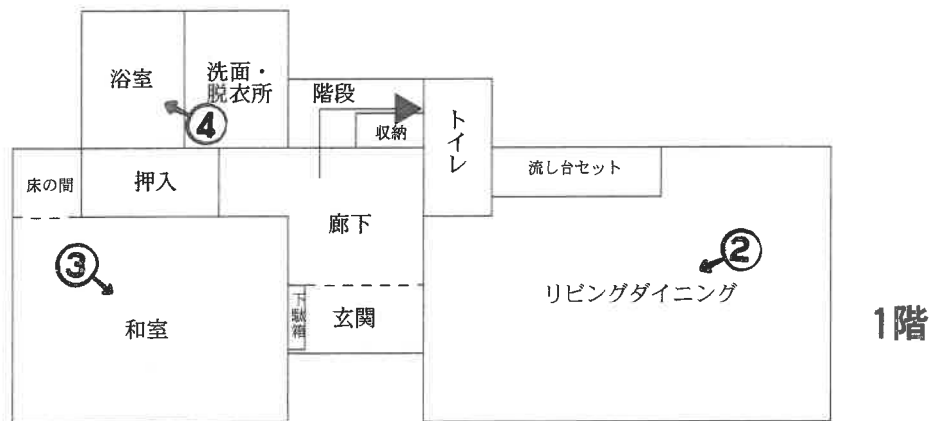


略 1/250

(8 枚目)

←○ 写真撮影位置・方向

間取図





電柱

本件建物

① 外観



② 1階リビング ダイニング



③ 1階和室



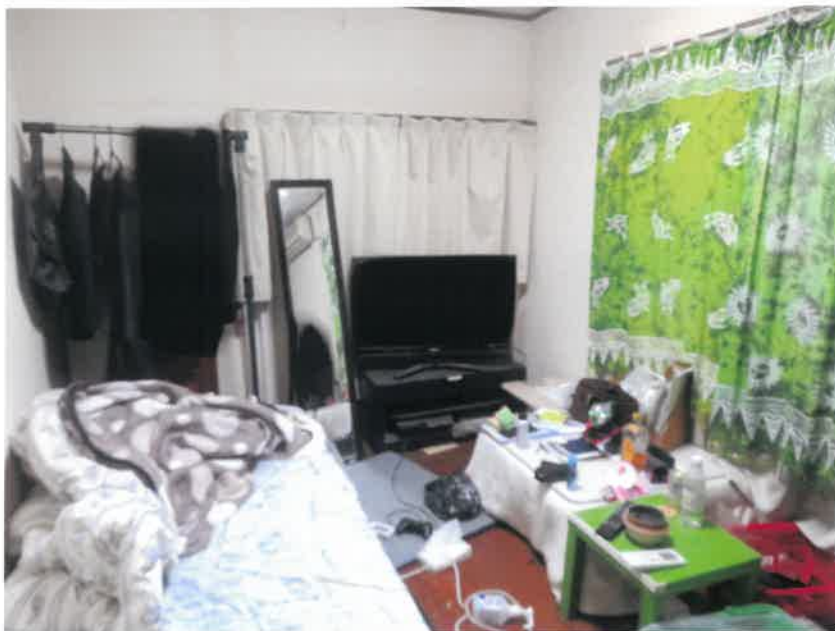
④ 1 階浴室



⑤ 2 階洋室



⑥ 2 階洋室



⑦ 2階洋室



貯湯ユニット

⑧ヒートポンプ給湯機



⑨物置

ブロックの上に設置

令和 8 年 (ケ) 第 5 号
令 8 年 3 月 17 日 現 地 調 査
令 8 年 5 月 7 日 評 価
評価書番号 第 2026-001 号

前橋地方裁判所高崎支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

神 林 宏 明 印

第1 評価額

一括価格	
金 3,650,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,810,000 円
物件2（建物）	金 1,840,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高崎市新後閑町字川ハケ 346番1 宅地 157.66 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高崎市新後閑町字川ハケ346番地1 346番1 居宅 木造スレート葺2階建 1階 45.54 m ² 2階 39.74 m ²	同左
特 記 事 項			
	・なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 高崎線「高崎」駅の南方道路距離約1,700m。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	国道17号背後の一般住宅が建ち並ぶ中に駐車場等が見られる住宅地域。地勢は概ね平坦で等高。周囲に環境保全関連施設、城南大橋、河川等が存する。特段の変動要因はなく今後も現状維持で推移と思われる。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % — 浸水想定区域(0.5～3.0m未満)、立地適正化計画(居住誘導区域外)
画地条件	南西側で間口約13.9～14m、奥行約9～13.4mの規模が157.66㎡の形状がほぼ台形地の中間画地。敷地内は概ね平坦、道路地および周辺隣地とも概ね等高である。	
接面道路の状況	南西側で現況幅員約9.3～9.4mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号道路)に接面する形状がほぼ台形地の中間画地。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の敷地として一体利用されている。利用権原は現況調査報告書および特記事項参照。土地境界は概ね確定されている。周辺土地は一般住宅、駐車場、河川等。占有者は現況調査報告書参照。	
供給処理施設	水道 ガス配管 下水道	あり なし あり (特記事項参照)
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 最先抵当権設定時に物件2の建物は存在し、土地所有者と建物所有者は同一であるので主である建物の敷地利用権は法定地上権が成立すると思料される。 ・ 高崎市役所の下水道局によれば、物件1の前面市道は下水道の施設管が敷設されているが引込みはしておらず利用していない。 ・ 高崎市教育委員会によれば、物件1は周知の埋蔵文化財包蔵地「38H02遺跡」「上佐野38遺跡」に指定されている。 ・ 電柱が1本存する。 ・ 売却対象外の動産であるスチール製物置(約2.4㎡)が存する。 ・ 土壌汚染の可能性について調査したが、土壌汚染対策法の規定による要措置区域または形質変更時要届出区域の指定の事実はない。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）	平成8年9月22日 新築
	経 過 年 数 経済的残存耐用年数	約 30 年 約 0 年 ※耐用年数満了
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 スレート葺 サイディング等 ビニルクロス、化粧合板等 ビニルクロス、化粧合板等 フローリング、合板、畳等 電気設備、衛生設備、給排水設備等 ヒートポンプ給湯機がある。
床面積（現況）	延 85.28 m ²	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居宅 執行官作成「現況調査報告書」参照
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	執行官作成「現況調査報告書」参照	
特 記 事 項	・室内で犬1匹（1階）、猫1匹（2階）を飼育している。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	42,700	0.96	157.66	0.85	5,493,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 高崎-17

物件

公示価格等

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$1 \quad 55,700 \text{ 円/㎡} \times 100.4 / 100 \times 100 / 104.0 \times 100 / 126 = 42,700 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等の画地条件を考慮した。

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を考慮した。

イ 個別格差

1 : 0.96 方位、形状、利用状況等

ウ 地 積 : 登記記録数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮して査定。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	85.28	0.035	597,000
計				597,000

ウ 現価率 : 原則として耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して査定。
本件建物の耐用年数及び現況等を考慮の上、経済的耐用年数が満了していると判断される場合には、耐用年数に基づく方法等を使用せずに現価率を直接的に判定することも可能。

ヒートポンプ給湯機は建物附属設備として建物価格に含めて査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格または更地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,493,000	0.45	法定地上権	2,472,000

イ 土地利用権等割合：

- ・ 物件1 土地利用権等は法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,493,000	-2,472,000	-	1.00	0.60	1,810,000
2	597,000	+2,472,000	1.00	1.00	0.60	1,840,000
一括価格 (合計)						3,650,000

ウ 占有減価修正 ： 特になし

エ 市場性修正 ： この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮した結果、特段の市場性が劣る要因はないと判断した。

オ 競売市場修正 ： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

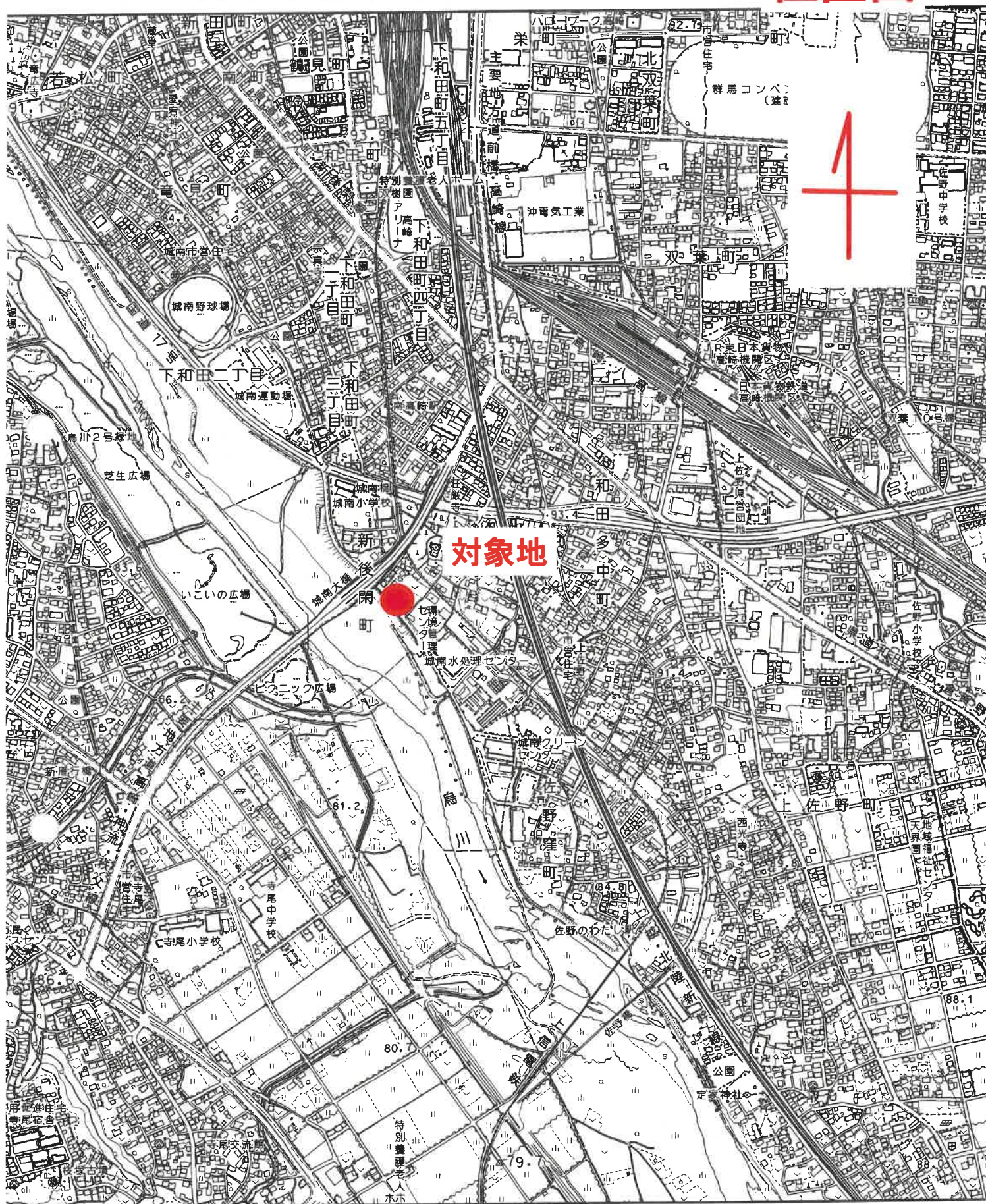
第6 参考価格資料

1	地価公示価格	(高崎 - 17)
所 在	:	群馬県高崎市上佐野町字屋敷北262番3外
価 格	:	55,700 円/㎡
位 置	:	J R 高崎線「高崎」駅の南東方道路距離約1,900m。
価 格 時 点	:	令和8年1月1日
地 積	:	181 ㎡
供給処理施設	:	水道、ガス、下水
接 面 街 路	:	南西 4.8 m 市道
用 途 指 定 等	:	市街化区域 第1種住居地域 (建ぺい率 60 % 、 容積率 200 %)
地 域 の 概 要	:	一般住宅、店舗併用住宅等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 間取図

位置図

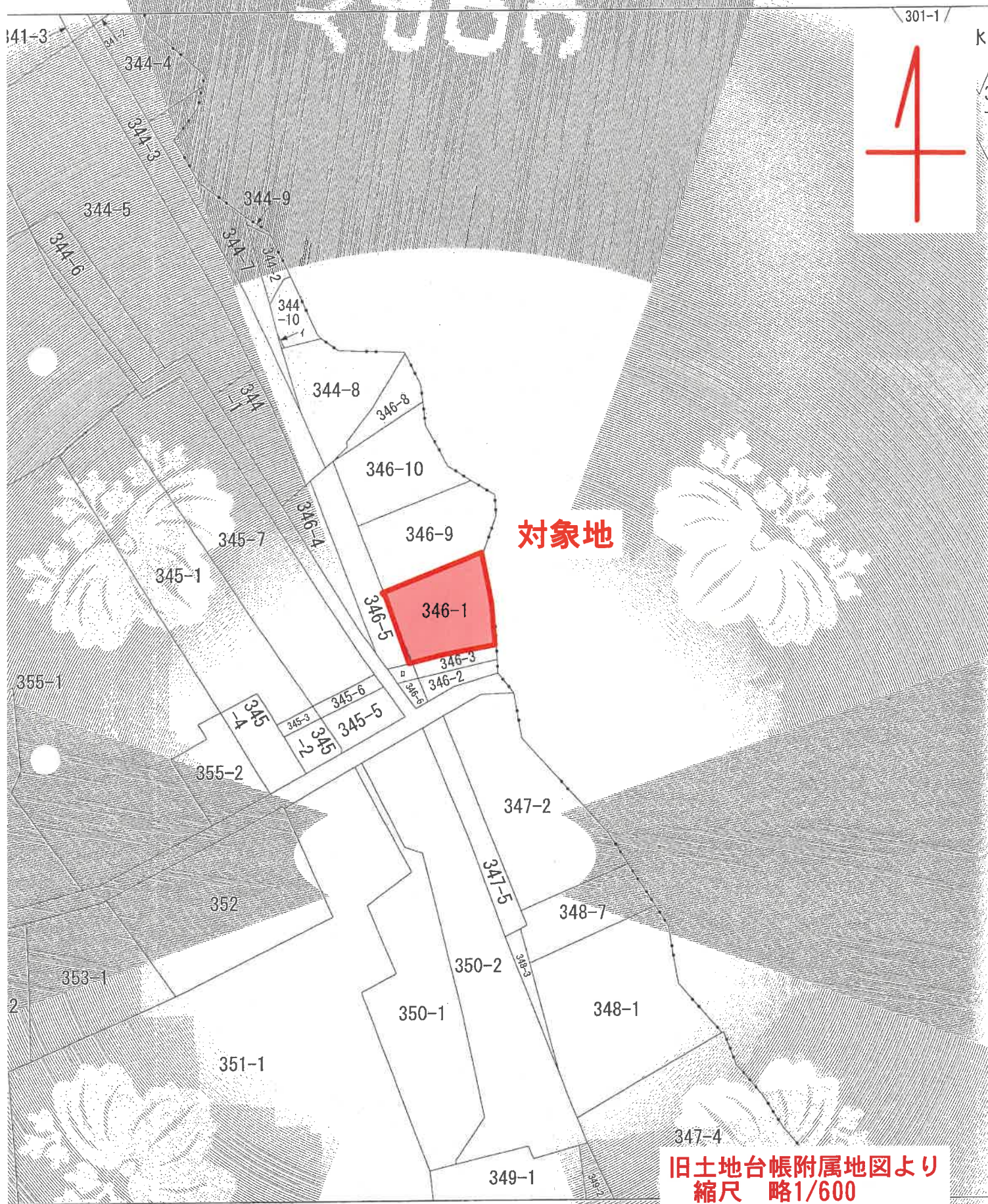


高崎市都市計画基本図より
縮尺 1/10000

国際航業株式会社調整
この図は、高崎市統合型地理情報システムを利用し、出力されたものです。

平成18年測量	この測量成果は、	国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)
平成21年修正	この測量成果は、	国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)
平成24年修正	この測量成果は、	国土地理院長の助言を受けて得たものである(助言番号)平24関第156号]
平成30年修正	この測量成果は、	国土地理院長の助言を受けて得たものである(助言番号)平30関第41号]

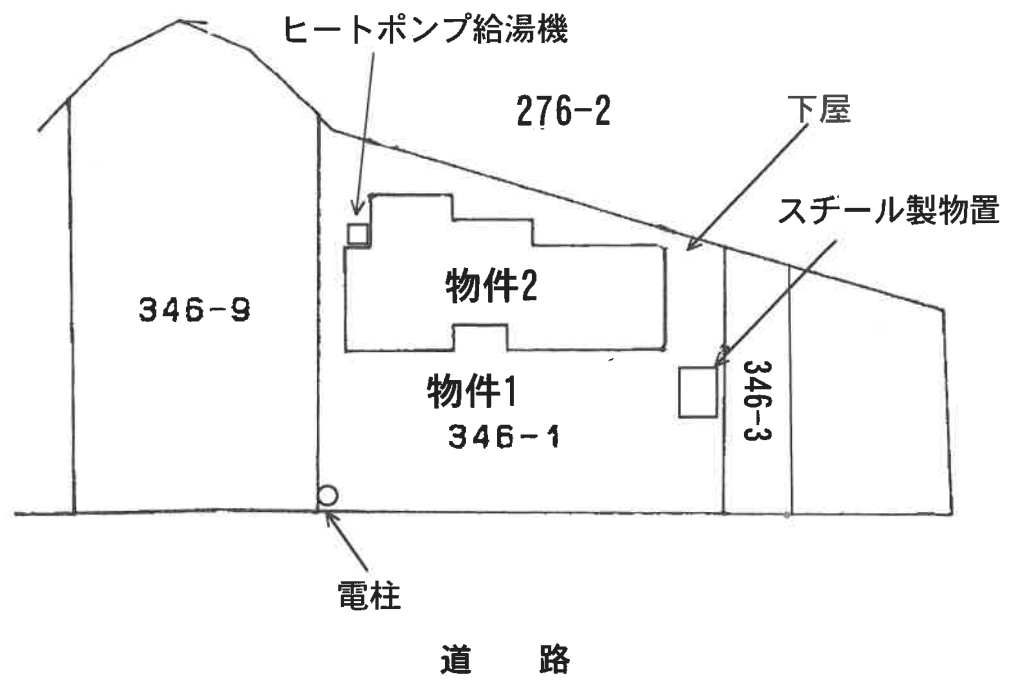
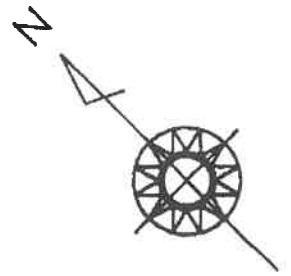
公図写



対象地

旧土地台帳附属地図より
縮尺 略1/600

土地建物位置関係図



間取図

